

# 群馬大学医学部附属病院患者支援センター規程

平成 21. 4. 1 制定

改正 平成 23. 4. 1 平成 24. 4. 1

平成 25. 4. 1 平成 26. 4. 1

平成 30. 4. 1 平成 31. 2. 4

令和 3. 6.22 令和 6. 4. 1

## (設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に、群馬大学医学部附属病院患者支援センター（以下「センター」という。）を置く。

## (目 的)

第2条 センターは、地域の保健・医療・福祉施設等（以下「地域医療機関等」という。）との連携協力体制を充実させ、患者及び家族の抱える心理的問題、社会的問題、経済的問題等に対し、適切な指導・助言を行うとともに、入退院に係る各種相談、面談、手続等を行い、計画的入院診療から退院への支援等を図ることにより、退院後診療への円滑な移行を実現し、もって信頼性の高い医療を提供することを目的とする。

## (業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域医療機関等との医療連携に関すること。
- (2) 患者相談窓口業務に関すること。
- (3) 医療福祉相談に関すること。
- (4) 入退院センター業務に関すること。
- (5) 転院、在宅療養等の相談・調整に関すること。
- (6) 地域医療に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (7) がん拠点病院相談支援センター業務に関すること。
- (8) 難病相談支援センター業務に関すること。
- (9) その他患者支援に関すること。

## (職 員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 病院の主担当を命ぜられた教員のうちセンターの担当を命ぜられた者
- (4) 看護師
- (5) 薬剤師
- (6) ソーシャルワーカー
- (7) 事務職員
- (8) その他必要な職員

## (運営委員会)

第5条 センターの円滑な運営を図るため、群馬大学医学部附属病院患者支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、センターの運営に関する事項を審議する。

（組 織）

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）センター長
- （2）副センター長
- （3）システム統合センター長
- （4）腫瘍センター長
- （5）臨床主任会議から選出された教授 2人
- （6）病院連絡会議から選出された者 3人
- （7）保健学研究科から選出された教員 2人
- （8）看護部長
- （9）センターの看護師、薬剤師及びソーシャルワーカー
- （10）事務部長
- （11）総務課長、経営企画課長及び医事課長
- （12）緩和ケア担当看護師長
- （13）管理栄養士
- （14）その他委員長が必要と認めた者

（任 期）

第7条 前条第5号、第6号、第7号及び第14号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委 員 長）

第8条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

（会 議）

第9条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

（委員以外の者の出席）

第10条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

（報 告）

第11条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

（部 会）

第12条 委員会に必要な応じ部会を置くことができる。

（事 務）

第13条 委員会の事務は、医事課において処理する。

（規程の改廃）

第14条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て病院長が行う。ただし、法令等に基

づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 2 月 4 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 22 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。